

第 4 9 4 回（定例）福崎町議会会議録

令和 2 年 1 2 月 7 日（月）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 2 年 1 2 月 7 日、第 4 9 4 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	河 嶋 重一郎	8 番	竹 本 繁 夫
2 番	松 岡 秀 人	9 番	柴 田 幹 夫
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	山 口 純	1 1 番	高 井 國 年
5 番	小 林 博	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	石 野 光 市	1 3 番	前 川 裕 量
7 番	木 村 いづみ	1 4 番	北 山 孝 彦

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	野 邊 正 彦	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	尾 崎 俊 也	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	三 木 雅 人	地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長	大 塚 久 典	健 康 福 祉 課 長	谷 岡 周 和
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	松 田 清 彦		

○議事日程

第 1 閉会中の継続調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

○本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の継続調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は１４名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の日程第２、質疑において、議案第８１号については、議長及び議員の除斥に伴い、既に選任している１０番、富田昭市議員を仮議長としますので、あらかじめお知らせします。

日程第１ 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。
日程第１は、閉会中の継続調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、山口委員長。
山口総務文教 皆様、おはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から議会閉会中の継続調査について、報告をいたします。
委員会は去る１０月２０日と１１月１９日に開かれました。
継続調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですが、特筆すべき点を補足いたします。
１０月２０日の委員会です。

総務課で、令和３年度採用職員採用試験１次試験の結果について報告があり、土木職１人募集であったが、結果的に受験者がゼロ人になったことを受けて、委員から「土木職は男性のイメージが強いが、女性にでもできるのか」との問いに、「福崎町の職員で女性の土木職員もおりますので、何ら問題ありません」ということです。

また、「福崎町は土木職採用に関して、何を求めているのか」を問われ、「採用の条件としては、土木系の高校を卒業していること、仕事内容は施工監理、設計書を見ながら業者との対応などをしていただくことを想定しております」とのことでした。

１１月１９日の委員会です。

税務課からは、令和２年分確定申告・住民税申告受付相談会日程及び会場（案）について、今回は新型コロナウイルス感染症拡大を予防するため、申告会場以外に待合室を設けることができる会場など、三つの観点で申告会場を設定することに関し、委員から、「従来だと公民館が多かったと思うが、今回はサルビア会館や八千種研修センターなど、近隣から離れているということで、交通の配慮はあるか」との問いに、「設定している会場でお越しいただけると。その中で改善すべき点があれば改善していきたい」との答弁がありました。

また、学校教育課から、新型コロナウイルス感染症対策についての報告で、きちんと情報の窓口を統一して、まず管理をする。風評被害につながらないように、学校として一元的に管理するなど、いずれにしても、保健所と連携を取りながら学校の方針を決め、速やかに関係する保護者などに伝え、対応していくとのこと、委員からは、「福崎町として危機対応をどのようにしていくか、児童生徒、保護者まで、考え方をしっかり伝えていただきたい」との意見が出ました。

以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の継続調査報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
小林民生まちづくり おはようございます。

常任委員長 民生まちづくり常任委員会の閉会中の活動報告をさせていただきます。

委員会は10月12日、10月21日、11月20日に会議を開催いたしました。内容は報告書及び資料のとおりであります。以下、项目的に述べたいと思います。

10月12日の委員会では、健康福祉課から高齢者インフルエンザ予防接種について、本年度は無料で実施するとの報告がありました。対象者、期間、場所などは資料のとおりであります。2月1日以降、3月末までの間に65歳になられる方の問題は法律上の問題、中学生以下の対象は他の子育て支援策を進めている等の応答がありました。

工業団地整備室からは、整備中の東部工業団地拡張分の優先交渉事業者募集についての報告がありました。9月末にA区画の進出予定企業から辞退の申出があり、改めて公募を行うもので、町内に本社を置く企業を対象に募集するというものです。受付期間は、令和2年10月13日から1か月間とのことです。

10月21日の委員会では、公害防止協定に基づく4件の協議があり、委員会は了承することといたしました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センターの来客や売上は、コロナ規制の緩和とともに、回復の傾向に向かっております。テレビなどの影響が非常に大きいものがあるとのことであります。また、統合型観光アプリケーションについての報告がありました。

住民生活課からは、10月9日現在の新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況報告、町営住宅田尻団地、塚本団地の公募の報告等であります。

まちづくり課は、工事・業務委託の進捗状況、ふくひめ号利用状況報告などがありました。

上下水道課、工業団地整備室は、工事・業務委託執行状況、下水道接続状況などの報告。福田水源地貯水施設の経過観察、福崎浄化センターの修景施設改良工事などの報告がありました。

健康福祉課は、巡回バスや文珠荘などの利用状況報告、外出支援サービス事業の不適正請求の返還についての報告。

農林振興課は、工事・業務委託状況の報告、中播農業共済事務組合の決算認定に係る報告がありました。

11月20日の委員会では、公害防止協定に基づく協議は2件で、委員会はいずれも了承することといたしました。

住民生活課からは、11月10日現在の新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策の進捗についての報告。令和2年度通学路交通危険箇所改善要望の回答についての報告がありました。

上下水道課、工業団地整備室は、工事・業務委託状況報告。東部工業団地拡張分の優先工業事業者の公募は、2者より応募があり、審査の結果、ウシオ精工株式会社に決定したとのことであります。

健康福祉課は、介護保険の第8期計画、第3次障がい者プランの進捗状況についての報告がありました。社会福祉協議会での障がい者福祉サービスなどの報告がありました。

地域振興課は、株式会社もちむぎ食品センターの事業報告、資料のとおりであります。工業団地の緑地面積率、環境施設面積率の緩和を工業団地協議会から求められており、検討していくとのことであります。工場立地法の変更により、条例で定めることでの緩和が可能になっておるとのことです。

農林振興課は、工事・業務委託の進捗状況報告でありました。

まちづくり課は、工事・業務委託進捗状況、県事業の取り組みについての報告、都市計画道路福崎駅田原線の計画変更のスケジュールについて、報告がありました。計画決定は9か月ほど延びますが、影響は最小限に留めたい。関連して、同時期施工予定の町道千束新町線の事業も合わせ、令和7年度の完成を遅らせないように努力するとのことであります。

以上です。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から閉会中の調査報告を行います。

常任委員長 議会だより第156号の編集について、いずれも10月の1日、16日、23日、28日を用いて行いました。

調査の概要として、2項目めに書いておりますように、令和2年度分から議会映像がスマートフォンやタブレットで視聴ができるようになったことを議会広報紙に掲載し、周知に努めました。

各議員の一般質問のページで、QRコードを掲載して、それぞれの一般質問の様子を簡単な操作で視聴できるように改善をしたところであります。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会 議会運営委員会より、議会閉会中に下記事項について継続調査をしたから、

運営委員長 会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、調査事項、協議事項として5点ありました。

第492回9月定例会の反省と課題の検討について。2点目には議場システム更新事業について。3点目に令和2年12月定例会における全員協議会の日程について。4点目には令和3年5月臨時会の日程についてであります。調査期日は10月2日金曜日、総務課長出席のもと実施をいたしました。

調査の概要は、1、協議事項について報告します。

第492回9月定例会の反省と課題については、議案及び一般質問についてはご意見がありませんでしたが、本会議中に携帯電話が鳴りました。現在は、基本的には本会議、委員会の会議室には持込み禁止になっています。そのために机の引き出しに鍵をかけるようにしていますので、今後、議場には持ち込まないように注意をしていただきたいと思います。

また、今後の対策としては、県下の各市町で携帯電話やタブレットの使用、それに傍聴者の対応等も確認した上で、当町の今後の方向性を確認し、進めていきたいと考えています。

次に、決算審査における資料の請求について、意見がありました。議員によっては出された資料だけでは不明な部分があり、資料提出を求めています。「個別資料については、議会として今後必要というものがあるのでしたら、言っていただければ検討したい」と、このように総務課長のほうから回答がありました。

また、議場システム更新事業につきましては、11月初めに現場作業が完了するため、職員の機器の操作の習得に充てていて、予定どおり進めば12月定例会に利用可能になりますというような報告です。

3点目には、令和2年12月における全員協議会は、12月10日木曜日のごみ処理計画検討特別委員会終了後と決定いたしました。

4点目は、令和3年5月臨時会の日程について協議し、5年ごとに記念式典があり、それに議員の任期満了も重なりまして、臨時会の日程は新しく当選された議員で実施させていただきたいので、令和3年5月1日ということにいたしました。

以上で、１０月２日の協議事項についての報告といたします。

次に、令和２年１１月２７日に実施した協議事項について報告をいたします。

本委員会は、議会閉会中、下記事項について継続調査したから、会議規則第７条の規定により報告いたします。

調査事項は、協議事項９項目ありました。

１点目は、第４９３回臨時会の運営について。２点目が第４９４回１２月定例会の運営について。３点目は議員派遣の報告について。４点目、陳情書の取扱いについて。５点目、庁舎３階各部屋の名前表示板の増設等について。６点目に議場システム更新事業について。７点目に携帯電話等の取扱いについて。８点目に全員協議会の開催及び協議事項についてであります。調査の期日は１１月２７日金曜日、総務課長出席のもと、実施をいたしました。

それでは、調査の概要を説明いたします。

１点目の第４９３回臨時会の運営について協議しまして、会期は１１月３０日月曜日、１日間とし、委員会付託を省略して本会議即決とすることを確認しました。

２点目の第４９４回１２月定例会の運営について協議しまして、会期は１２月４日金曜日から１２月１７日木曜日までの１４日間とすることを確認しました。また、議案第８１号の審議における除斥について協議し、１１月３０日月曜日の臨時会閉会後に全員協議会を開催し、除斥について全議員に説明することを確認いたしました。

３点目に、議員派遣の報告について、福崎町議会調査研究事業実施要項に基づき、報告を受けました。また、議員派遣について協議し、本会議において決定することを確認いたしました。

４点目に、陳情書の取扱いについて協議をいたしまして、議場にて机上配付することに決定いたしました。

５点目には、庁舎３階各部屋の名前表示板の増設等については、コロナの影響で、入口ドアを開けっ放しで空気の入替えをしながら会議をしているために、来庁者が委員会室等が分からないために表示板の設置をするものであります。

６点目に、議場システム更新事業につきましては、報告を受け、現場を確認し、音量、設備等の確認をしました。

７点目は、携帯電話等の取扱いについて協議しまして、議場及び委員会室への携帯電話の持込みは従前のおり禁止とすることに決定しました。また、ペーパーレスを目的としたタブレット化については、継続して協議していくことを決定しました。

８点目に、全員協議会の開催及び協議事項について協議しまして、１１月３０日月曜日の臨時会閉会後と１２月４日金曜日の本会議散会后、１２月１０日木曜日の特別委員会閉会後に全員協議会を開催することを確認しました。

次回の議会運営委員会は、令和３年１月１２日火曜日に開催することに決定しました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第２ 質疑

議長 日程第２は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合も

ございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第 78 号につきましては、本日、全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思いますが、あらかじめご了承ください。

それでは、議案第 78 号、人権擁護委員の推薦について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 79 号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 80 号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 81 号について、地方自治法第 117 条の規定により、13 番、前川裕量副議長、8 番、竹本繁夫議員、及び私、議長の北山の退場を求めます。あらかじめ選任した 10 番、富田昭市議員を仮議長とします。

暫時休憩をいたします。

(北山議長降壇、北山議長・前川副議長・竹本議員退場、富田仮議長登壇)

◇

休憩 午前 9 時 50 分

再開 午前 9 時 50 分

◇

仮 議 長 再開します。

議長の選任により、議案第 81 号における仮議長を務めます。

議案第 81 号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

仮 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

14 番、北山孝彦議長、13 番、前川裕量副議長、8 番、竹本繁夫議員の入場を求めます。

暫時休憩します。

(富田仮議長降壇、北山議長・前川副議長・竹本議員入場、北山議長登壇)

◇

休憩 午前 9 時 51 分

再開 午前 9 時 51 分

◇

議 長 再開します。

次に、議案第 82 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、質疑はありませんか。

5 番 この市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入ということですが、この団体は今までもあったと思うのですが、今回改めて加入されるということの内容はどういうことでしょうか。

総 務 課 長 昨年の 6 月議会でしたか、同じように中播公平委員会の関係で、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入がありました。本来加入すべきところ、加入されていなかったということで、これについても同様になります。

- 5 番 職員は何人おられるんですか。
- 総務課長 1名になります。
- 議 長 ほかにございますか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第83号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、質疑はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第84号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について、質疑はありませんか。
- 5 番 こういうふうに、選挙の公営化の部分が拡大されるということですが、これは国全体といいますか、法律に関わるものが根拠になっておるんですね。
- 総務課長 公営のほうでしょうか。
- 5 番 両方とも。
- 総務課長 第83号の公営については公職選挙法の改正によるものでございます。第84号の公報ですが、これは従来から発行できることになっておったんですが、今回初めて発行するようにするという条例を制定するものです。
- 5 番 細かなことといえば細かなことですが、法律によるものというような部分も含めて、地方交付税等の基準財政需要額等の算出の点数などは入っておるんでしょうか。
- 企画財政課長 交付税におきましては、この公費負担に関しての交付税措置というものはございません。
- 議 長 ほかに質疑はありませんか。
- 4 番 資料の1ページなんですが、条例制定の目的というところで、有権者が投票しやすい環境を整え、投票率の向上を目指しますと、この条例制定の目的が書いてあります。そして、その条文の中身で1点だけ確認をさせていただきたいのですが、この第2条の部分ですが、選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならないと、そして選挙公報の配布の仕方として、第5条で各世帯に対し、選挙の期日前1日前までに配布するものとか、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情であるとか、その配布の仕方では新聞折り込み、その他これに準ずる方法による配布というふうになっておるんですが、一つ気になったのが、実際に最初に新聞折り込み等で配布するという形というところなんですが、新聞自体をもう取っていない世帯に対して、どのような形で配布するのかなというふうに思ったんですが、各世帯というか、基本的にはもう全世帯に渡るような形を取るほうが、新人、現職ともに、有権者の方にフェアに選挙の公報が行き渡って、投票する際の投票しやすい環境を整えるということにつながるのではないかなと思うんですが、その点については今どのように考えていらっしゃるんでしょうか。
- 総務課長 おっしゃいますように、新聞折り込みしたところで新聞を取っていないという世帯もあろうかと思います。そういった世帯のために、新聞折り込みのほか、庁舎内でありまして、町の公共施設に、カウンターのところとかに置いておくという方法で、配布の補完をしたいと思っております。
- 議 長 質問の途中ですけれども、山口議員、自席においてはマスクをお願いいたします。
- 4 番 失礼しました。各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特

別の事情ということなんですけど、各施設に置いて対応するということ、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情という部分というのは、それ今おっしゃった、総務課長がおっしゃったようなことで対応するということだけですかね。

総務課長 すみません。先ほど一つ言い忘れていました。インターネットでも、ホームページ上で公開します。

4 番 ちょっと、自分の付託の委員会のほうにもなる可能性がありますので、ほかの質問はまたそのときにします。ありがとうございました。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第85号、地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第86号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第87号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

7 番 福崎町内において、居宅介護支援事業所で、この加算が取れない、主任ケアマネを配置していなくて加算が取れない事業所は何件中何件ございますか。

健康福祉課長 居宅介護支援事業所につきましては、町内に今現在9事業所ございまして、主任ケアマネがおられないのが1事業所ございます。

7 番 ここに書いてあるように、6年ですか、経過措置が取られるということですが、早急にその1か所のところは取れるんでしょうか。

健康福祉課長 今年度内に研修等を受講されまして、取得されるということで伺っております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第88号、福崎町いじめ防止対策推進条例の制定について、質疑はありませんか。

6 番 改正された児童福祉法では、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」を第1条で明記しています。権利の主体として子どもを捉え、全ての子どもが安心して学び成長できる環境を整え、守ることは私たちの責務であると考えています。国のいじめ防止対策推進法に基づいて、本条例を制定しようとしているようですが、法が求めているのは、地方公共団体及び各学校の各主体によるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めているというべきで、この条例の6条、7条、8条は、そうした内容となっています。

こうしたことから、県下の各市町でいじめ防止基本方針を策定していて、必ずしも条例制定を求めているのではないようであります。県下の各市町のこうした条例の制定の状況は、今の時点でどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 県下の状況につきましては、精査いたしまして、付託予定の委員会にてお示しさせていただきたいと思っております。

6 番 関連してですね、そのいじめ防止基本方針の策定というものが済んでいるとい

うことも、お知らせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか

学校教育課長 いじめ防止基本方針につきましては、いじめ防止対策推進法ができた平成25年の翌年に、福崎町いじめ防止基本方針、これを教育委員会で定めておきまして、各学校、小中学校6校におきましても、いじめ防止基本方針をそれぞれの学校で定めて、いじめ防止を推進しているところであります。

6 番 当町でのいじめ対策基本方針については、資料として提出願えるでしょうか。

学校教育課長 既にホームページで公開もしておりますし、資料として提出させていただきます。

6 番 本条例の対象としている児童は、第2条によれば、法と同じく、大ざっぱに言えば小学1年生から高校3年生までとなるようであります。本条例第4条2項にある「児童等は、他の児童等に対して行われているいじめを認知したときは、これを放置することがないよう努めなければならない」の規定は、いかにも小学校低学年に対しても求めている内容となるが、表現がいかにも不均衡という印象が否めないものであります。法の第4条にない規定が盛り込まれた趣旨は、いじめの早期発見と早期の対策のための要請と考えますが、より適切な表現の検討はされなかったのでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、いじめは早期発見と早期対処、これが一番大事なことであります。条例の第3条の基本理念の第2項にも、いじめ防止のための対策は全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためという、この理念に沿って、この第4条第2項も定めたものであります。努めなければならないということで、しなければならないという厳しいことではございません。誰か困っている人があれば助けましょうという、そういう理念的なものでありますので、子どもさんも含めて、困っている子、いじめられている子があれば、それを見過ごすようなことがないようにしましょうという考えに基づいて定めたものであります。

6 番 子どものための条例で、子どもに対して、こうしたことも求めていくという、努力を求めると、要請するという内容には変わりないと思うんですが、やはり子どもに分かりやすい、子どもに対して求めている内容でありますから、もう少しそうした工夫があってもよかったのではないかな、というふうには思うんですが、教育長の所感はいかがでしょうか。

教 育 長 子どもに分かりやすいというご指摘だと承りましたが、よろしいでしょうか。

6 番 はい。

教 育 長 小学校1年生から18歳の高校3年生まで、小学校1年生の子にとって分かりやすいというのは、非常に無理があるのではないかなというふうに判断しております。

6 番 なかなか、法律的な、法令的な表現に今なっていて、分かりにくいのではないかという感想をお聞きしたところでもあります。本条例が公布の日から施行するとなっていることから、お尋ねをいたします。いわゆるいじめの傍観ではいけないと、子どもに努力を求めているわけですが、このことに対する具体的な受け皿、いわゆる子どもが、じゃあどうしたらいいのだということについて、具体的な受け皿というんでしょうか、他市町などでは、学校や親になかなか言いにくいという中で、電話で相談に乗ってもらえる、電話でそういうことについて悩んでいるというような、このいじめを傍観することによる苦痛というふうな問題も、この間、指摘されてきております。そうしたことについての受け皿というものについては、どのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 受け皿といいますのは、一時的には学校が一番身近でありますし、学校におき

ましては、学期に一度、いわゆる生活アンケートということで、いじめに特化したことではないんですけれども、日常生活において困っていること、気になっていること、これらをアンケートとして、担任なり、学校のほうに分らせていただくようにしておりますし、道徳の授業におきましても、いじめる側、いじめられる側、傍観する側ということで、そのような役割の中で、傍観者というのは駄目なんだということも指導しておるような形になっております。いろんなチャネルといいますか、ルートを通じて、いじめの状況を収集する体制に学校もあります。以上です。

6 番 アンケートの回数、頻度というのは、どんなふうになっているんでしょうか。
学校教育課長 基本的には学期に一度、何か問題的なことを感じる場面があれば、その都度、アンケートを通じて、情報収集に当たっているということであります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 0 番 資料の2ページ、第7条の保護者の責務について確認をしておきたいと思います。ここでは、この教育については、第一義的責任者のご父兄のことをうたっているわけですが、当該児童等に対しまして、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めることを定めているんだということが書かれているわけなんです。しかしながら、この児童のご父兄におきましては、いろんな方がいると思うんです。非常に幅が広いと思うんです。ですから、そういう方々全員が、この基本に定められたことには、子どもさんを指導したり、いろんなことができるかなというふうに、ちょっと心配するわけなんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

学校教育課長 おっしゃるとおり、いろんな家庭の事情なり、それぞれ背景がおありかと思えます。どうしても役所なりご家庭だけでは解決ができないような部分につきましては、保健センターも中心となったケース会議等でも、全体的に、そのご家庭についての対応とか、保護者に対する指導とか、アドバイスなどもしておりますし、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなども、常にそのような情報の中におきまして、保護者への指導もしておるところであります。

1 0 番 子どもの教育は、やはり地域ぐるみでもって協力していきながら育てていかなければいけないということは、私もよく分かっているんです。最近におきましては、児童たちの送迎のお見送りとか、またそういうふうないろんな形の防犯にご父兄が参加している姿もよく見るわけなんです。だけれども、それは本当に一部の方のみだけでもって、児童のご父兄は、やはりいろんな形でもってお仕事に行かれたり、夜にいなかったり、いろんな仕事の方がいますので、その辺はやっぱり学校のほうも、調査して分かっていると思いますけれども、そういうふうなフォローを、やはりどのようにしていったらいいのかなというふうに思うんです。そういうご家庭の子どもさんたちには、直接そのご父兄に指導ができないような感じがするんです。そういうふうなフォローをどのようにお考えですか。

学校教育課長 なかなか、教育的指導ができにくいというご指摘かと思うんですけれども、悩みつつ子育てをされて、子育ても経験値を高めることによってレベルが上がっていくというところもあるかと思いますが、社会情勢において、お仕事が忙しくて、なかなか子どもに構ってやれないという部分につきましては、できるだけ学校のほうにもご相談いただいて、どのようにしていけばいいのか、それによって、学校で対応できる部分は学校で対応いたしますし、専門のほうへつなげていって、保護者の方の分からない点、難しい点につきましては、解決に導いていくということで、進めておるところでありますし、そのように今後もしたいと思っております。

1 0 番 私のところにも、年間大体平均3人ぐらいの方が来るわけなんです。その方はやはり仕事に行かれていて、なかなか子どもさんのそういうふうなご指導とか、教育ができないという感じでもって、そういうご家庭の子どもさんが、やはり学校でいじめにあっているというようなことなんです。

ですから、やはりそういうことを近所の子どもさんたちが分かっていて、多分いじめをしているのかなという感じもするわけなんです。やはり本人さんの口からはそういうことを言わないんですけども、やはり近所におったら、その同じ同級生がおったら、あそこの家のお父さん、お母さんはいつもいないんだよという形でもって、そういうところから入っていきながら、いじめにあうというようなことも聞いたことがあるんです。それも学校としては、そのご父兄の就業状況とか、そういうような生活なんかは、ほとんど把握していると思いますけども、そういう方々のお子さんに対しての、やはりもう一歩進んだそういうふうな温かいまなざしを、傾けてもらいたいと思いますけども、そういうふうなことはされているんでしょうか。

学校教育課長 いわゆるいじめの定義といいますか、子どもさんがいじめられたと感じたら、それはもういじめであるということで、いわゆる裾野を広く捉えるようにしております。そういう意味でも、先ほどちょっと申し上げました、子どもさん同士の中から、いじめている子があれば、ほかの子ども、気がついた子どもが先生につなげていくでありますとか、子どもさんがもういじめられたと思えば、もう学校はいじめとして認識して、その子どもさんから聞き取りもし、その相手となった児童にも話をし、総合的に解決へ向けて取り組んでいるという形は、もう既にはっきり持っております。

そういうことで、いち早く本人さんからできるだけいじめられているという言葉聞けるような空気をつくるとともに、それが無理であれば周りから情報ができるだけ収集できて、その原因となっているのが家庭のことであれば、そのようなことは、そういう考え方は違っているよということで指導していくという、そういう形で対応したいと思っております。

1 0 番 はい、結構です。

議 長 他に質疑はありませんか。

8 番 このいじめの条例ができてくるというのは、大変私はいいいんではないかなと、そのように思っているところでございます。中身的にはいろいろこれからまた議論して、修正を加えるところは、また今後の課題としていけばいいんではないかなと。ここで定義されておられます、第11条の対策委員会を置いて、また次に調査委員会ということで、第12条でいじめ問題調査委員会を置かれるという条項があるわけなんですけども、こういった中で、法律、教育、心理学に精通した方を選んで委員になってもらうということは、これはすごくこれもいいと。ただ、最近やはりこのいじめによって、自殺者、本当に手遅れになる前に、こういった行為が行える委員会が設置されるというのが大事だと思いますので、この専門的なところで、弁護士とか、そういったことは考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

学校教育課長 重大事態に至らないために、資料の4ページをご覧くださいんですけど、右側に、通常時、学校におきまして、いじめ防止等の対策のための組織、校長以下、教頭、時にはスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーも含めて、その事態に対しては、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーはいわゆる専門家でありますので、その意見も聞きながら進めるという形になっております。弁護士の委嘱につきましては、教育委員会が附属機関として設けるいじめ問題対策

委員会からという形になっておりますが、町にも顧問弁護士もいらっしゃいますので、そのような法律的な疑問点があれば、総務課を通じて、弁護士さんの意見も聞きながら対応はできると考えております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

4 番 私もこのいじめ防止対策推進条例には、どちらかというと前向きな気持ちでおりまして、その学校の現場って、僕の勝手な印象ではありますが、情緒で物事が進む傾向があるなというところを思っていますので、このようなはっきりとした形で制定されていくというのは、各機関が動きやすくなるんじゃないかなというふうに思っています。これはまさに、弱者の人権を守るための非常に大切な条例やなというふうに思ってます。

そこで、第1条に掲げてある基本理念を定めて、町の責務を明らかにしと書いてあるように、福崎町の責務自体が、この条例でしっかりと定められていくということは、非常にええことやなと思っとなんですが、実際にこの、今、竹本議員からもありましたけども、町のほうと学校の教育委員会で問題が解決しない流れになった場合に、その調査機関というものを設けて、議会のほうも携わせてもらえるというのは、学校の先生の側にとっても非常に心強いんじゃないかなと思うんですが、その点は、学校の先生たちは、例えばこの条例が制定されたときは、どのような受け止め方をされるのかなと思ったんですが、お願いいたします。

学校教育課長 基本的には、いじめ防止の方針に基づいて、学校はもう日々いじめと向き合っております。このような形で、町全体として地域、役場、保護者、総がかりでいじめを防止していくんだという、この姿勢を示したということに対しては、学校側も力強く思っただけだと思っておりますし、この理念に基づいて進めていただけるものと考えております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第89号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

2 番 これの債務負担行為についてお尋ねをいたします。取りあえず指定期間が3年間というふうに、資料の2ページに記載してありますが、今日の議案の第79号、第80号、第81号は、一応指定管理者の指定期間は5年間、これが3年間となっている、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

健康福祉課長 現指定期間につきましては、言われますとおり5年間ということで、これまでもきておるところなんですけども、ここへきまして、今年度のこのコロナ禍の影響ということで、経営の状況も非常に大変な状況になっておるところでございます。こういったところで、5年間という長期の運営期間ということで、まだ先がちょっと見えない状況でございますので、取りあえず3年間やっていただいて、状況が許せばまた2年間を、また議会のほうにお諮りをして、延長してはどうかということで、3年間ということでしております。

2 番 というのは、状況を見て平穩にいけば残りを、2年間また議会に諮ると、そういうのは結局、指定管理期間というのは大体5年間というふうなことでよろしいんですかね。よほどこういうコロナ禍とか、いろんな災害とか、どういうことが先に起きるか分からないけども、もしそういう場合は一応3年間というふうな、先に決めておいて、それから後は2年間というふうにされるのか、いや別に5年間じゃなくても、4年でもいいのか、その辺はどういうふうに理解しておったらいいんですか。

副 町 長 指定管理につきましては、条例でそれぞれ定めておるんですけれども、条例におきましては、指定期間を5年以内という規定にしております。他の施設もそうですけれども、今5年ごとで、同じ時期になるような形で進んできております。今、課長も申しましたように、文珠荘につきましては、こういう状況の中で、なかなか先が見通せないので、3年間という形にしているんですけれども、5年、5年の区切りでいきますと、3年と、双方合意があれば、あと2年間延長ができるという規定で、今、募集をかけたところでございます。

2 番 それで、この指定管理料、3年間で3,300万円を限度とすると、これは一応消費税込みですね。

健康福祉課長 はい、そのとおりでございます。

2 番 前のシー・エス・シーさんですか、そこはこんなに金額が大きくなかったんじゃないかな、という記憶があるんですけど、その辺りはどういうふうになっておりましたかね。

健康福祉課長 今現在、指定管理をしていただいておりますシー・エス・シーさんにつきましては、実際もっと安い金額で応募がございました。5年前、公募をした時点におきましても、町のほうとしまして、いろいろ経費のほうを計算しまして、当時1年間の限度を900万円ということとさせていただいております。今回もそういったものを参考にし、また今のシー・エス・シーさんの経営状況も見ながら、その当時の900万円というのは妥当な線ではなかったのかなというふうには考えております。それで、その後、5年前から、一部町のほうが直接経費負担をしておった部分がございまして、その部分はまた指定管理者のほうに負担していただくという部分がございまして、1年間1,000万円というのを取りあえずは念頭に置いて、しておるところでございます。

プラスアルファの300万円につきましては、このコロナ禍の中で、なかなか経営の状況も厳しいということでございますので、コロナの状況の経営も踏まえて、プラス300万円ということで、3,300万円というふうにさせていただいたところですよ。

2 番 それで、この資料の6番に書いてあるんですけども、指定管理に係るスケジュールの中で、申請書の受付期間、11月19日から11月27日、一応もう締め切ってあると思うんですけども、申請者数というのは何件ほど申込みがありましたか。

健康福祉課長 申込みにつきましては、1事業所からございました。

2 番 その1事業者というのは、町内ですか、それとも町外。

健康福祉課長 町外の事業者でございます。

2 番 その町外の事業者の本社の所在地というのは、どこら辺になりますかね。住所というんですか。

副 町 長 その辺につきましては、先ほどの資料にありますように、12月14日にヒアリング等をした中で、最終的に判断をしたいと思っております。それが終わりましたらお知らせしたいと思っております。

2 番 1者というのは、もうその1者で決まりなんですか。それとも、いろいろこの選考委員会を開いて、その基準とか、水準とか、サービスとか、いろんな条件に当てはまったら、もうこの1者でいくんか。その辺りどういうふうな選考、1者やったら、普通、応募があれば、まあそれでええかなというふうに思うんですけども、その辺りはどういう選考をされる予定ですか。

副 町 長 この審査につきましては、それぞれ項目を設けまして、配点をしております。中には経営状況等を、中小企業診断士、そちらのほうに判断していただくという

項目もございます。そういったものを全て考慮した中での最終的な判断になるんですけれども、最終合格点まではきっちり決めておりませんが、よほどこれはということではない限りは、お願いすることになるのではないかと考えております。

議 長 ほかに質疑はありますか。

5 番 同じ債務負担の関係ですが、この1, 100万円、年間ですね、この計算との関係ですが、現在コロナ禍の状況がどこまで続くかというのが、はっきり見通せない状況の中であります。会食数の減、あるいは1回会食するにしても人数が減っていくというようなことも想定をされておりますが、そのようなものは、どのように加味をしておるのか。十分な額としておるのか、その辺、どんな認識でしょうか。

健康福祉課長 先ほども申し上げましたけども、年間ですと1, 000万円程度あれば十分指定管理のほうはやっていただけるのかな、というふうには考えているところではございますけれども、そういった部分で、コロナの影響が出る部分ということで、プラスアルファ300万円ということですのでしておりますので、この分で何とかやっていただけるのではないのかな、というふうには考えておるところでございます。

5 番 一応、推移を見守りたいと思いますが、それから、認定こども園と学童保育の関係で、人件費の増減があります。報酬が増えて給料や職員手当等が減となっておりますが、この人数の状況でありますとか、あるいはその理由、それから、これが保育内容等への影響はあるのか、ないのか、その辺の見解を含めてお伺いしたいと思います。

学校教育課長 人数につきましては後ほど報告させていただきたいと思いますが、会計年度任用職員のほうへの、補正による振替という形になっております。現場としましては、フルタイムの会計年度任用職員で対応できておるところでございます。さらにフルタイムの職員を増やしたいということで、年明けの職員募集もお願いしておるところであります。

総務課長 認定こども園の会計年度任用職員ですが、当初予算では28名を見込んでおりましたが、補正後で24名ということで、4名減です。その4名減というのは、採用ができなかったのが3名と、退職が1名ということになります。その関係で、事項別明細書38ページ、給料部分の会計年度任用職員、マイナス928万5, 000円ということになっております。今の分を補充するために、時給の職員、今までで言いますとアルバイト職員を補充で充てておりますので、その上、報酬、会計年度任用職員報酬欄が936万9, 000円増ということになっております。

町 長 今年度から会計年度任用職員制度が始まりました。それまでは嘱託職員ということで、採用させていただいておったんですが、この制度の変更によりまして、条件をよくしていこうということを考えました。今までなかなかこういった嘱託職員の時代に人が集まらなかったというようなこともありまして、なかなか厳しい労働条件の中でということがあったように思います。今年度、この制度改正を機会に、そういった条件もよくしていくといった中で、福崎町におきましては、こういう言い方をしていいかどうか分からないんですが、周辺の他市町さんよりも条件がよくなっております。

したがいまして、今まで以上には、この会計年度任用職員が集まってきたのではないかなというふうには自負はしておりますが、それでも、今申しましたように少し足りないといったような状況もございまして、これはもう全国的に見て保育士の成り手が少ないといった状況を反映してるのかな、というようなことはあるんですけれども、今後も引き続いて、この保育士の会計年度任用職員は、決ま

った時期だけでなく、通常の時期も含めて募集をかけていきたいなど、こういうような思いであります。

5 番 なかなか人が集まりにくいというような話が、よくニュースでも出るわけなんですけれど、こういう状況の中で、正職員の方々により負担が多くいき、そして子どもの保育にも、子どもさんにも影響が出るということでは問題でありますので、そうならないような努力方を求めているとおきたいと思います。現場を代表されておる教育委員会を代表して、教育長の所見をお伺いしておきたいと思います。

教 育 長 質問議員さんの言われるとおりです。数がそろわずに、負担が大きくなって、子どもの保育に影響があるということがないように努めなければならないと思っております。

5 番 それから、給食センターの修繕費 300 万円について、いま一度お知らせをいただきたいと思います。

学校教育課長 300 万円の増額につきましては、フードスライサーといいまして、物をスライスする物の刃が若干欠けかけたといいますか、欠けないように入れ替えたいという、そういう修繕と、消毒保管庫の修繕に要する経費を計上させていただいております。

議 長 質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。
再開は 10 時 55 分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 10 時 53 分

◇

議 長 会議を再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

6 番 今、コロナウイルスの第 3 波ということで、以前の 1 波、2 波というものと比べて極めて深刻であって、兵庫県も、その医療体制との関係などでも、憂慮すべき事態に立ち至っているということでも言われております。各事業所の経営不振、営業不振等々で、それぞれ国・県でも、そういう事業所に対する支援は続いているとは思いますが、いわゆる働く人たちについても、離職者については県の制度があるというようなことも町が広報してきたところでもありますけれども、今までは持ちこたえられていた人たちが、今度の第 3 波というふうな中で、なかなか影響が深刻になってきているということも言われております。本当に改めて周知をしていくというふうなことについての予算は、現計予算で対応できるとか、そういう予定とかはあるのでしょうか。

町 長 福崎町のこのコロナウイルス対策の支援事業なんですけど、まだ継続をしているものがあります。今やっている事業をしっかりと PR をして行って、全ての対象者の方にもらっていただきたいというのが第 1 番目であります。そのほかに、今後どうするのかということにつきましては、議員もご承知のように、福崎町、3 億円の地方創生臨時交付金を頂いておりますが、予算ベースではたしか 8,000 万円以上の町単独を持ち出した予算にしていたと思います。それが全部使えるかどうかは分かりませんが、そういった状況でございますので、今からのことにつきましては、国・県のそういった支援に対しまして、福崎町がどう随伴していけるのかというようなことの中で考えていけたらなというように、今のところは思っているところでございます。

6 番 今までにも啓発はしてきておられますけれども、今になって本当にその影響が深刻になってきているということで、印刷物というようなものは経費も要るかも

しれませんけど、回覧等の方法もあると思います。ホームページでも分かりやすく案内をしていくというようなことも努めていただけたらというふうにも思います。国・県の制度とは別に社会福祉協議会でも、コロナウイルスの関係での生活支援と福祉資金貸付という制度があって、以前は9月28日までというのが、今は12月28日までというふうになっていると聞いております。この分については、再度の延長というふうなことが見込まれているのでしょうか。決定しているのでしょうか。そこのところはいかがでしょうか。

健康福祉課長 具体の日数等については聞いていないところなんですけども、たしか延長という方向で考えられていたということでは聞いております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第90号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

5 番 資料1ページでは、県支出金で特別調整交付金というものが60万円ありますが、こういうものがあるとすれば、一番上の欄の保険税のところで、この60万円のマイナス対応が入ってくるのが趣旨ではないかと思うのですが、これがないのはどういう状況でしょうか。コロナで税の減免等、実際にどの程度あるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長 今回、補正予算ということでございまして、その歳出のほうのコロナの減免で、歳出する分について、国からの交付金があるということで、この部分で上げさせていただいたところでございます。税につきましては、最終、また3月のほうで徴収率等もございまして、最終、見直した分で補正予算としてさせていただきたいというふうには考えております。

それから、コロナの減免の関係でございしますが、今、この予算のほうに上げております令和元年度分につきましては、今現在13名で約60万円、失礼しました、57万円の減免ということで申請がきておるところでございまして。

5 番 それから、この保険給付費の増額なんですけど、月別状況の状況から、この年度の時期からして、なぜこの時期にこれだけの補正が出てくるのか、通常この時期にこんな補正があったんですかね。

健康福祉課長 通常であれば、3月時点でその年度の療養給付費の最終的な見込みを立てて、補正をしていたような状況でございしますが、今回、見ていただきましたとおり、この7月分につきましては、2億3,200万円ということで上がってきております。1件で約1億6,700万円の診療分が出てきたということで、これは福崎町にとっては約1か月分以上というような状況でございまして、今回、補正をさせていただいたところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第91号、令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第92号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第 9 3 号、令和 2 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第 9 4 号、令和 2 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第 9 5 号、令和 2 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。
- 5 番 この修繕費 1 7 0 万円ですが、これは県道改修に伴うものというふうにお聞きをしていただきましたが、それなら原因者負担ということで、道路改修のほうでその分を費用負担していただくということが妥当ではないのかというふうに思うんですね。一般住民に対しては、開発者に対してもそうですけれども、原因者負担という方向を求めて上水道も下水道も進められておられると思うのですが、こうした件について、相手が町道とか県道とかいうふうになりますと、なぜこの特別会計でもつのかというのがちょっと分からないんですが、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。
- 上下水道課長 この修繕費につきましては、議員おっしゃられるとおり、県道の拡幅に伴った工事でありますけれども、この占用物に関しましては、占用許可を県のほうから受けて埋設をさせていただいております。県のほうが県の事情で道路を拡幅して、埋設物が邪魔になったり、移設が必要になったりするときは、県の指示があれば、我々の費用で、道路管理者に従って、占用をしている者の費用で行うということになっておるところでございます。
- 5 番 いや、それが納得がいけないんですけどね。通常、今のままでしたら、現況の道路に合わせて下水道管を埋設しておるわけでしょう。施設を造っておるわけでしょう。それが県道改修に伴って、邪魔になるとおっしゃいますが、改修に伴っての必要が生まれてきておるわけですから、これは原因者負担を求めるのが当然かと思うんですが、どうも納得がいけないんですよ、そこのところがね。一般の開発とか、それから住民が下水道を引いてほしいとか、あるいは自分ところの道の関係でとか、いろいろこうなりますと、原因者負担を求められると思うんですけれど、なぜ相手が県道ならこんなことになるのか、その点が分からないということですよ。
- 上下水道課長 道路法の第 7 1 条において、道路に関する工事のためにやむを得ない必要が生じた場合は、道路管理者から許可を受けた者に対して措置を命ずることができるというふうになってございます。それに基づきまして、占用条件にそういった移設の場合の条件を、費用を出して移設をするとか、そういう条件をつけて許可を道路管理者が出しておりますので、それに従わざるを得ないということでございます。
- 議 長 ほかにございませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第 9 6 号、令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第 97 号、福崎町道路線の認定について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程第 3 討論・採決

- 議 長 日程第 3 は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第 78 号、人権擁護委員の推薦については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において、ただ今から即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 78 号については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第 78 号、人権擁護委員の推薦について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 78 号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 78 号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 4 委員会付託

- 議 長 日程第 4 は、委員会付託であります。
議案第 79 号から議案第 97 号までをそれぞれの委員会に付託いたします。
議案第 79 号から議案第 81 号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第 82 号から議案第 85 号までは総務文教常任委員会に、議案第 86 号及び議案第 87 号は民生まちづくり常任委員会に、議案第 88 号及び議案第 89 号は総務文教常任委員会に、議案第 90 号から議案第 97 号までは、民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり、付託したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は 6 件、民生まちづくり常任委員会は 13 件、以上 19 件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしく願います。
以上で、本定例会 2 日目の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 1 1 時 1 0 分